

南丹市地域自立支援協議会

議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和6年度第2回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和6年10月18日（金）
2. 開催年月日 令和6年11月7日（木）午後2時30分～4時10分
3. 開催場所 南丹市役所 2号庁舎 3階301会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 18名
 - (2) 出席者数 15名
 - (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	岩内 守	社会福祉法人京都太陽の園 法人事務局長	○	
副会長	佐野 清	南丹市身体障害者福祉会 会長	×	
委員	孔 栄鍾	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授	×	
委員	小畑 正彦	南丹市民生児童委員協議会 監事	○	
委員	新井 智仁	南丹市社会福祉協議会 生活支援部長	○	
委員	小林 義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	木戸 吉行	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つぼみ会 美山支部長	×	
委員	今西 猛	特定非営利活動法人城山共同作業所 理事長	○	
委員	小西 雄也	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター 総務部事務長	○	
委員	奥村 研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮 施設長	○	
委員	木村 公之	ふない聴覚言語障害センター センター長	○	
委員	中原 和夫	京都西陣公共職業安定所園部出張所 統括職業指導官	○	
委員	小林 仁	なんたん障害者就業・生活支援センター センター長	○	
委員	由良 知子	京都府立丹波支援学校 校長	○	
委員	中川 豊	京都中部総合医療センター 事務局長	○	
委員	原田 寿樹	京都府南丹保健所 福祉課長	○	
委員	堀内 聡	花ノ木医療福祉センター 生活支援係長	○	
委員	田川 麗子	障害者生活支援センターこひつじ 相談支援専門員	○	
合計	18名		15名	

5. 傍聴者数 0名
6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

司会	皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまより、今年度第 2 回目となります南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。司会を務めさせていただきます、南丹市福祉保健部社会福祉課課長の奥村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは開会にあたりまして、岩内会長よりご挨拶をいただきます。
会長	皆さんこんにちは。社会福祉法人京都太陽の園の岩内でございます。令和 6 年度第 2 回南丹市地域自立支援協議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、今年度第 1 回の協議会は夏の真っ只中に開催されましたが、それからずっと真夏日が続き、10 月になっても夏日を更新するという異例の暑さが続いていました。またその中で線状降水帯による大雨による水害、特に能登半島を襲った大雨は、今年初めに震災が起きて能登への限られた道路アクセス状況などの事情もあり、ただでさえ滞っていた震災からの復興で 1 年近くかかってようやく希望の光が僅かに見えてきた矢先に起こった水害で、被害は本当に悲惨なものになっているということが伝わってきます。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。 11 月 2 日には、南丹市でも大雨となり所々で冠水した所もありましたが、大きな被害には至らなかったと思います。しかし、いつ起こるか想像のつかない自然災害などの有事に備え、以前にも話したように広義の防災マニュアルにある自助・共助・公助の連携が円滑に発動するためにも、平時から共生を意識する必要があると改めて感じております。 夏が長引いたせいもあり急に寒くなってきましたと感じます。今日は特に気温も低くなり、寒暖差が激しい時期となっています。くれぐれも皆様方ご自愛のほどお祈り申し上げます。 本日の協議会は、南丹市の財政健全化に伴う今後の障害福祉施策の見直しについて、皆様のご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
司会	それでは本日の協議会ですが、佐野副会長、孔委員、木戸委員の 3 名の方より事前にご欠席の連絡をいただいておりますのでご報告いたします。また、ハローワークの中原委員より、遅れる旨のご連絡をいただいております。 次に、会議の成立についてご報告いたします。委員数全員で 18 名のうち、本会議の出席委員数は 14 名となっております。よって、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、本日の協議会より、委嘱しております委員の方に変更がありましたのでご報告させていただきます。障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員 田川麗子委員です。前委員が異動されたことによる変更となっております。委嘱状につきましては、大変失礼ではございますが机の上に置かせていただいておりますのでご了承いただきたいと思います。新しい委員としてお世話になりますがよろしくお願いいたします。

	続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。 南丹市福祉保健部長 矢田部長です。 社会福祉課 田中課長補佐です。 社会福祉課障害者福祉係 川口係長です。
司会	続きまして、本日の配布資料についてご確認いただきたいと思います。 ○次第（委員名簿） ○「南丹市財政健全化プラン緊急対策」 ○別添資料「南丹市財政健全化プラン緊急対策の詳細（障害福祉施策分）」 ○資料1「補助金の見直しによる削減額・削減率」 ○資料2「事務事業の見直しによる削減額・削減率」 ○資料3「福祉医療費支給事業給付費」 ○資料4「南丹市障害者差別解消法ガイドライン（令和6年9月改訂）」 以上となります。ご確認ありがとうございました。 それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定によりまして、岩内会長に議事進行をお願いしたいと思います。
会長	それでは次第に基づき、それぞれの議題について進めていきたいと思います。 説明事項（1）南丹市財政健全化に伴う今後の障害福祉施策の見直しについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	説明事項（1）南丹市財政健全化に伴う今後の障害福祉施策の見直しについて説明させていただきますが、それに先立ちまして西村市長による「南丹市財政の変革を」をタイトルとした動画を視聴いただきたいと思います。時間は10分程度になります。準備のため少々お待ちください。
	【動画視聴】
事務局	ご視聴ありがとうございました。続きまして、お手元の資料「南丹市財政健全化プラン緊急対策」につきまして、矢田部長より説明いたします。
事務局	私からは南丹市全体の取り組みを説明させていただきます。 先ほどの市長のメッセージを受けまして、本年4月から南丹市財政健全化プラン緊急対策本部会議を開催しまして、財政健全化プランの7つの取り組み方針に5つを足した12項目について、具体的な見直しの方向性などの検討を進めてまいりました。一定の方向性について取りまとめました内容をご報告させていただきます。財政健全化の推進にご理解を賜りたいと思います。 それでは、具体的にどのような取り組みを進めていくのかをご説明させていただきます。まず、歳入に関しては7つ項目があります。お配りしております財政健全化プラン緊急対策の2ページをご覧ください。1つ目は公共施設の見直しです。多すぎる公共施設の方向性の検討を行いまして、19施設をすぐに見直しに取りかかる施設として、具体的な方向性を決めました。また、3ページにある26施設については長期

	的に見直しをする施設として取り組んでまいります。次に4ページをご覧ください。2つ目は補助金等の見直しです。昨年度の10%削減を継続しながら300を超える事業補助金や団体への補助金・負担金について検討を行いまして、15の補助金や負担金・交付金の見直しを行います。次に6ページをご覧ください。3つ目は事務事業の見直しです。市役所には施設管理から福祉サービスなど500を超える様々な事務事業があり、市独自事業だけでなく見直しができるものがないか検討しまして、15事業について見直しを行います。次に8ページをご覧ください。4つ目は工事の見直しです。ハード事業につきましては将来の税源に結びつく事業や、市民の安心・安全の確保に資する事業への重点化を図り、総事業の縮減と事業期間・規模の平準化を図ります。5つ目は人件費の削減・会計年度任用職員の見直しです。会計年度任用職員や時間外勤務手当の縮減を図っていきます。6つ目は内部管理事務と行政サービス提供体制の見直しです。デジタルトランスフォーメーションの推進などによりまして、市民の利便性と行政事務の効率を高めることで経費の縮減を図ります。9ページをご覧ください。7つ目は市債の適正管理になります。いわゆる市の借金は一般会計で200億円を超えており、財政負担を考え、有利な市債の活用や返済期間の延伸、減債基金への積み立てを図っていきます。8つ目は公営企業会計・特別会計の繰出金の見直しです。下水道事業会計では、資本費平準化債というものを活用することにより基準外繰出しの削減を図っていきます。国民健康保険事業特別会計などについては、運営状況を見ながら引き続き見直しができるものがないか検討していきます。 次に10ページをご覧ください。収入に関しては4つの項目があります。1つ目は使用料・手数料の見直しです。ホールや体育館などの公共施設使用料や市役所内の事務手数料などについて、利用状況や維持管理費などを見ながら、引き続き見直しを検討していきます。2つ目はふるさと納税の歳入確保です。ふるさと納税につきましては3億円以上を目指して戦略的・積極的に取り組んでいきます。3つ目は市有財産の活用です。未利用地などの売却や有効活用を図り、未利用の施設については民間活力の利活用を図ります。11ページをご覧ください。4つ目はその他の歳入確保です。今ある収入以外に確保できる収入がないか検討を行いまして、4つの取り組みを進めます。1つ目は法人市民税の超過課税の実施により、市税の収入増を図ります。2つ目は新たに基金を造成し、その現金を原資に債権を購入し、基金運用収入の大幅増を図ります。3つ目は博物館やスポーツ施設などを対象にネーミングライツを募集し、収入の確保に努めます。4つ目は議会の行政視察について、資料等の提供については有料化を実施しまして収入確保に努めて参ります。 以上12項目について全庁をあげてそれぞれの職員が危機感と問題意識を持って検討に取り組んでできました。南丹市の財政健全化の取り組みにご理解とご協力をお願いし、簡単ではありますがご説明とさせていただきます。
事務局	続きまして、障害福祉施策の見直し内容につきましてお手元の資料により奥村課長から説明いたします。
事務局	それでは、「財政健全化プラン緊急対策」の障害福祉部分について説明させていた

できます。先ほど部長から説明させていただきました財政健全化プラン緊急対策の 4 ページをご覧くださいと思います。別添資料の方もご覧ください。

まず、緊急対策の 4 ページでは補助金等の見直しを記載しております。その中の No.5「共同作業所等通所交通費助成金」になります。別添資料では 1 段目をご覧ください。この事業につきましては、障害者就労支援事業所などに公共交通機関を利用して通所する方に、通所に必要な交通費の一部を助成しているもので、現行の内容は月毎の交通費支払額に対して 5,000 円までは全額助成、5,000 円を超えた部分については 2 分の 1 の助成を行っております。例えば、交通費が 1 万円の場合は 7,500 円の助成を行っており、本人は 2,500 円の支出となります。これについての見直し内容は別添資料の右欄に記載のとおり、月毎の交通費支払額に対して補助率を 2 分の 1 以内とし、上限なしとしております。

続いて、健全化プラン緊急対策の 6 ページをご覧ください。事務事業の見直しを記載しております。社会福祉課の所管分は、No.10「福祉医療費支給事業」、No.11「重度心身障害老人健康管理事業」、No.12「福祉タクシー等事業」になります。別添資料では 2 段目と 3 段目をご覧ください。「福祉医療費支給事業」及び「重度心身障害老人健康管理事業」については、対象者は京都府制度と南丹市制度があり、京都府制度は重度の障害がある方を対象に制度が設けられておりまして、身体障害者手帳 1 級・2 級、知的障がいのある方は IQ が概ね 35 以下、精神障がいのある方については手帳の 1 級、ならびに 2 級の方のうち前回の等級が 1 級の方、重複で障がいのある方につきましては身体 3 級、IQ 概ね 50 以下、精神 2 級の 3 つのうち 2 つ以上重複している方が対象となっております。

南丹市制度は対象者を拡充しまして、身体障害者 3 級・4 級、知的障がいの方は IQ 概ね 36 以上、精神障がいの方は京都府の対象とならない手帳 2 級・3 級の方を対象として支給しております。今回の事業見直しの内容としては、南丹市の独自制度について手帳の種別・等級は変更せず、別添資料右欄に記載しておりますとおり、市民税非課税世帯の方を対象とするとしております。また、No.12「福祉タクシー等事業」の福祉タクシー利用券につきましては、腎臓機能障がいのある方は年間最大 2 万円を 1 万 2 千円に、腎臓機能障がい以外の方は年間最大 1 万円を 6 千円に見直すとしております。

以上の 4 事業が障害福祉分の健全化プランの内容となっております。

それでは次に見直しによる具体的な数値についてご説明させていただきます。資料 1 から 3 をご覧ください。この資料は、議会議員の方への説明資料として作成したものに なります。

まず資料 1 をご覧ください。補助金についての削減額・削減率になります。No.5「共同作業所等通所交通費助成金」では、令和 5 年度決算額は 204 万 7 千円でした。令和 6 年度当初予算では 240 万 1 千円で、事業見直しにより令和 7 年度は 5 年度予算と比べて 11 万 2 千円が削減される見込みになっております。

次に資料 2 をご覧ください。資料 2 は、事務事業の削減額・削減率になります。No.10「福祉医療費支給事業」では、令和 5 年度決算額は 1 億 3,218 万 4,781 円でし

	たが、令和 7 年度当初予算では 2,780 万 9 千円の削減、令和 8 年度以降は令和 5 年度の予算額と比べて 4746 万 3 千円の削減を見込んでいます。なお、令和 6 年度当初予算が 9297 万 1 千円と令和 5 年度決算より少なくなっていますが、こちらにつきましては京都府制度のみの計上となっております。令和 6 年度当初予算を少なく計上していたため、令和 5 年度決算額より少額となっています。 次の No.11「重度心身障害老人健康管理事業」では、令和 5 年度決算額は 7493 万 4 千円でした。令和 7 年度当初予算では、令和 5 年度当初予算と比べて 1,748 万 8 千円の削減、令和 8 年度以降は 2,905 万 8 千円の削減を見込んでおります。令和 7 年度と令和 8 年度で削減見込額に差が生じておりますが、これは福祉医療費支給事業も重度心身障害老人健康管理事業も毎年 8 月から翌年 7 月までが受給者証の有効期間となり、年度途中からの見直しとなるためそれぞれ差が生じているものになります。No.12「福祉タクシー等事業」につきましては、令和 5 年度決算額は 1,981 万円でしたが、令和 7 年度以降の予算では、令和 5 年度当初予算と比べて 59 万 4 千円の削減を見込んでおります。 最後に資料 3 をご覧ください。福祉医療費支給事業と重度心身障害老人健康管理事業の受給者数について記載しております。福祉医療費支給事業の市制度の受給者は、今年の 8 月 1 日現在で 593 人でした。そのうち市民税非課税世帯の方は 227 人、課税の方は 366 人となっています。また、重度心身障害老人健康管理事業の市制度の受給者は 8 月 1 日現在で 526 人。そのうち市民税非課税世帯の方が 291 人、課税世帯の方が 235 人となっています。市民税課税世帯の方は対象外となりますが、令和 5 年度の医療費と課税の方の割合から試算しますと、福祉医療費支給事業では課税の方が 59.53%でしたので、給付費のみで 1 年間で約 4,600 万円の削減が見込まれます。また、重度心身障害老人健康管理事業では、令和 5 年度実績で課税の方が 42.10%でしたので、1 年間で約 1,700 万円の削減を見込んでいます。 以上、財政健全化プラン緊急対策の障害福祉施策の見直し内容の説明となります。
事務局	以上が南丹市財政健全化プラン緊急対策等の説明となりますが、これらにつきまして 10 月 24 日に南丹市の当事者団体代表にお集まりいただきましてご説明したところ、団体の方からご意見をいただきましたので、併せて報告いたします。 当日ご出席いただきましたのは、南丹市身体障害者福祉会、南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会、そして京都府聴覚障害者協会口丹ブロック船井支部の 3 団体でしたが、ご欠席されました口丹心身障害児・者父母の会連合会、京都府視覚障害者協会南丹京丹波支部にも資料送付等をさせていただきました。 その説明会で出ました主な意見としまして、まず団体として手を挙げての賛成はできないが、市の財政が厳しく事業を継続するのが難しいことは理解できる。所得が少ない人より多い人に負担してもらう方がよいと思うが、福祉医療費支給事業給付費などを見ると、障害者は非課税世帯に該当する人が多いとみられる。裏返すと障害者は裕福でない人が多いという現状を改めて感じた。 次に、福祉施策が広範囲なのでどれを削減してどれを残せばよいのか判断できないが、困っている人が将来本当に困る状況に置かれないようにしてほしい。また、資料

	に記載されていない事業で削減対象となるかについての質問もありました。団体補助金が令和6年度から1割削減されたが、来年度もまた削減対象となるのかとの質問でしたが、団体補助金については現時点では今年度と同じ内容になる予定であるとご説明しました。 次に、聴覚障害の方を支援するために設置している、ふない聴覚言語障害センターの運営や手話通訳・要約筆記の派遣事業なども見直し対象であるかという質問を受けましたが、今回は国や府など法令で決められているもの以外のうち、南丹市が独自で実施する事業を中心に見直しを行っていることをご説明しました。今回各当事者団体へ今後の市の方針をご説明させていただいたことで、一定のご理解はいただけたと思うところです。 障害福祉施策を見直すことは担当課としても大変心苦しいところではありますが、南丹市の健全な財政運営を目指す中で各当事者団体からいただいたご意見も受けながら、今後の施策を見直すための参考とさせていただきたいと思います。 以上、南丹市の財政健全化に伴う今後の障害福祉施策の見直しについてのご説明とさせていただきます。
会長	今の説明に対して、ご意見やご質問はありませんか。
A委員	ご説明ありがとうございます。すごく単純な質問になるかと思いますが、またお答えいただくのは難しいかと思いますが、削減された分に関して、財政の方が健全化された後にはまた復活すると考えてよいのでしょうか。
事務局	一番最初に市長の動画を見てもらいましたが、収入と支出のバランスを整えていくために削減が必要となっていますので、削減していく制度についてはこのままの形でもう一度復活することはないと思います。その時代に合わせた事業にしたり、スクラップアンドビルドして見直されたものにすることが、今後も検討されていきます。日吉の胡麻基幹集落センターでの市民向け説明会では、各区が敬老事業で商品券を配布されるお祝い事業について、地域での世代交流や繋がりを持てるような事業に変えていただきたいという話をさせていただきました。また、3分の2以内の補助ということとで時代に応じた形への制度の見直しとなりましたが、やはり削減するものは多かったので削減中心の質問が多かったです。今後は、収入に合わせた支出にしていけるために施設や事業・補助金を4年かけて見直していく計画になっています。
B委員	市長の話では、令和9年度に基金が36億円しかなくなると。それが危機的状況ということで、令和9年度までに4ヶ年の期間で取り組まれるということですが、もっと長く期間をかけて緩やかに削減はできないのでしょうか。
事務局	それにつきましては、財政担当課の計算の中での資料となり、特にこの財源につきましては、これまで合併特例債や合併の追加交付税など約178億円が交付されていたものが、14億1千万円の減少となってくるので収入自体が減少します。今ある貯金・基金を減らさないようにしていくために、どうすればよいかを検討したもので

	す。2 ページにおいて、すぐに取りかかる施設として説明させていただいたものは、プランに基づいてすぐに見直していけると判断されたものですが、3 ページには見直しに時間がかかるとされた施設が載っています。本来であれば、3 ページの施設も取りかかっていけないといけないところですが、まずは2 ページのすぐ取りかかる施設から取り組むということですので、施設に関して多くを削減することにはなっていません。事業については、市単独で行っていたものを中心に見直すこととなりますので、そちらについては現時点の制度を考えた中での事業見直しの案となっています。
会長	まずは南丹市で独自に行っている事業から削減していくという説明でしたが、他にご意見やご質問はありますか。 それでは特にないようですので、次に3. 報告事項（1）南丹市障害者差別解消法ガイドラインの改正について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告事項（1）南丹市障害者差別解消法ガイドラインの改訂につきまして、ご説明いたします。前回の協議会において、改正障害者差別解消法が令和6年4月に施行されたことを事例を交えながらご説明させていただきました。1つは、障がいのある方への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」は改正前と変わらず行政機関も事業者も禁止とし、2つ目は、障がいのある方から申出があった場合の「合理的配慮の提供」が、これまで行政機関のみに義務とされていたものが、従前は努力義務にとどまっていた事業者にも義務化されたことが大きな変更であるとの内容でした。 南丹市では、平成28年3月に「障害者差別解消法ガイドライン」を作成し、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等を挙げることで、市民の皆様の感心と理解を深め、障がいのある方に対する差別を未然に防げるよう努めてまいりました。今般、改正障害者差別解消法が施行されたことを受け、本ガイドラインを改訂しましたのでご報告させていただきます。なお、改訂箇所は赤字で示しておりますのでご参照いただけたらと思います。 以上、南丹市障害者差別解消法ガイドラインの改訂についてのご説明とさせていただきます。
会長	皆さんのお手元にある資料のガイドラインに変更部分は赤字で示されていると思いますが、今の事務局からの説明についてご意見やご質問はございませんか。
C委員	せっかくよいガイドラインを作っていただいているので、啓発や各事業所に配られたりなどはされるのでしょうか。
事務局	ガイドラインにつきましては、南丹市のホームページでの掲載のみと考えております。
会長	ガイドラインに関しては不利益なことはないかもしれませんが、健全化プランについては不利益になる方も中にはおられますので、その説明もしっかりしていただい

	てから施策の方も進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 特に意見はないようですので、次に各委員さんや事務局から何かありましたらお願いいたします。
D委員	この協議会ですが、市役所の追認機関ではないと思っています。障がいに関する課題を論議するところだと私は思っています。皆さんはいろんな分野から出てきておられますが、全員が現状課題がないということはないと思います。なのに、そういう課題を提起されていない現状はどうかと思っています。今日は私の方から議題を提起させていただいて、皆さんのご意見をいただけたらと思います。 今日は身体と精神の委員さんは出席されていませんが、私の子どもは知的障がいがあります。私は、福祉に関わっていただいている市役所の方、あるいはサービスを提供していただいている事業者の方が元気で働き甲斐を持っていただけてこそ、障がい者も当事者も元気をもらえと思っています。そこで、事業所の方からお話を聞いたことで5点ほど意見を申し上げたいと思います。 全般事項として、1点目は人材確保です。これは提供サービスの質にも関わりますし、事業所の維持存続にも関わってきます。これまで以上の対策を講じてもらいたいですし、介護の職場にも同じことが言えると思います。2点目は障害福祉サービスについてです。学齢期の児童を対象としたサービスには、放課後デイサービスがありますが、例えば保護者が何らかの事情で急にサービスを受けたいという時になかなか対応できないことがあります。保護者から提供を求められても、事業所としては定員の関係もあって断らざるを得ない状況があります。一方で、日中一時支援事業は今は18歳以上がサービス対象ですが、学齢期の児童も対象にならないかと思っています。 3点目は生活サポート事業です。これも利用時間の制約がありまして、午前8時から午後6時までとなっています。午後6時以降のサービスについても提供できないのかという当事者から話がありました。例えば、保護者が夕方忙しいので午後8時くらいまでに延長できないかという話です。 あと2点はサービス報酬についてですが、今年度改定をされているようです。1つは短期入所・共同生活援助事業ですが、これは加算がありまして中核的人材を養成・研修を経て加算されるということになっていますが、その研修を受講されるのが年間で数名だけだそうです。そのことによって報酬加算が得られないこともあるそうです。受講枠の増加もお願いしたいということです。最後は生活介護ですが、事業者への報酬の対象時間が原則送迎時間も含まない、事業所内だけのサービス提供時間になったようです。それによって大きな減収になっていると言われています。このままでは送迎サービスを続けていくのは難しいという話をされていました。これも何とかならないかと思っています。 とりあえず事業所からの意見について申し上げました。
会長	今5つの課題について提言されました。 まず人材確保についてですが、先日も南丹市の就職フェアが開催されましたが、こちらについてもなかなか来場者が集まらない状況でした。南丹市に限らず、ガレリア

	かめおかで行われた就職フェアや、京都府全域で行われるみやこめっせで行われるような面接会にも、私たちの法人も出展させていただくのですが、回数を重ねるたびに来場者が減っていると感じています。実際に人材確保について、他所の事業所がどのような対策を取られているのかを見たり聞いたりはしていないので、何かよい対策を打たれている所があれば教えていただきたいです。
E 委員	私は今、松花苑という法人に所属していますが、当法人でも人材確保についてが一番のテーマになっています。先ほど会長からもありましたが、就職フェアに我々もできるだけ積極的に参加するようにしていますが、来場者自体が減ってきている状態です。福祉の学生さんもほとんど来場されていないという本当に厳しい状況です。 法人の中でもいろんな工夫をさせてもらっていて、例えば奨学金を活用されて大学・専門学校に進学されるという学生さんが全体の半分近くになっているという情報がありますので、採用するにあたって奨学金の返済を法人の方で一部負担していくような方策が取れないか、法人なりの工夫はさせてもらっています。ただ、これが根本的に人材確保に繋がるのかはわかりませんし、法人だけでは限界もありますので、根本的な見直しをしていかないと人員確保は難しいだろうと思います。 効率的な事務については、法人でも事業の一部の効率化や見直しを考えざるを得ない状況になっています。利用者や地域からのニーズは我々も把握できていますが、なかなか手を付けられない。逆に広げ過ぎてしまうと今度は働き方改革の問題もありますので、職員負担についても考えていかないといけない。そこで無理をしてしまうと人材確保に影響が出るので、働き方改革との兼ね合いもあって非常に難しい選択を迫られている状況です。
会長	E 委員より現状をお聞きしましたが、人材確保の課題は同じであると感じました。事業を運営していくことに見直しはつきものになりますし、人材の採用はできても定着していったこそ人材確保に繋がるものだと思いますので、働いていただくだけでは確保に至っていないのかなと実感しています。 今、私の法人でも人材不足は凄く苦慮しているところもありますし、事業の見直しも合わせてしていかないといけない状況ですので、答えにはならないのですが、本当に厳しい状況が続くのではないかと実感しています。 次に、日中一時支援と生活サポート事業についてですが、これについては南丹圏域2市1町合わせた事業になっているかと思います。日中一時支援は、学齢期の児童の受け入れもできないかということと、生活サポート事業は時間制約なしにもう少し遅くまでのサービス提供ができないかというお話でした。
F 委員	生活サポート事業というのは、事業内容としてはどういったものになりますか。例えば、放課後デイサービスの後の延長とかそういう位置づけになるのか、それとは別なものですか。
会長	生活サポート事業はご自宅に伺って、居宅介護ヘルパー事業に似ている形ですが、介護を提供するというよりも一緒に余暇を過ごすような支援事業になります。

F 委員	基本的にはご自宅でのサポートということになるんですね。
会長	そうです。 それらの事業について、事務局から何かありますか。
事務局	日中一時支援事業については、亀岡市が今年の春から学齢期の子どもさんも受け入れを始められたと伺っています。ただ、南丹市は現状そこまでできておりません。事業所の数のこともあります、事業所が学齢期のお子さんを受け入れることで、今現在利用されている 18 歳以上の方の送迎等も含め、職員配置等のこともあるので対応が難しいという声もあるなど、事業所の事情もある中で南丹市がすぐに進めるというところには至っていません。
A 委員	私の法人は日中一時支援も生活サポート事業も放課後デイサービスも運営させていただいて、去年の今頃に亀岡市が児童を対象にした日中一時支援を考えておられるということを聞いた記憶はありますが、今年度から実際に開始されているというのは初耳でした。京丹波町と南丹市とで同じ一定のルールの下で実施している事業になるかと思うので、京丹波町とも相談される形になるかと思います。実際、亀岡市において、児童が日中一時支援を利用されているのは、放課後等デイサービスの延長線上でやっておられるのか、それとも別なのかというところも、こちらで聞けばいい話かもしれないですが、そういったところも含め、こういった事業をやっていくことができるのかどうか。一定のニーズがあるとのことですので、私の法人でも検討できるのであれば考えていかないといけないですし、南丹市でも検討していただけたらと思います。
会長	A 委員が言われたように、日中一時支援にしても生活サポート事業にしてもどれだけのニーズがあるのか把握できていないところもあると思いますので、それも合わせて事業を広げていくなどの検討をしていくことが必要です。また、社会福祉課で調査をしていくことになるかと思いますが、検討案の 1 つとして考えていただけたらと思います。 次に、サービス報酬の改訂がありましたが、これは加算がとれないということでしょうか。
D 委員	受講枠が少ないということです。
会長	受講というのは何の受講ですか。
D 委員	中核的人材を養成するための研修です。受講して、それに見合う人材になれば加算がとれるということです。
G 委員	今の加算の話ですが、令和 6 年度の報酬改定で強度行動障害に関する加算で新たに新設された加算になります。認定調査における行動関連項目が 18 点以上の方については、新たな加算が新設されまして、今だと重度障害者支援加算の 1 と 2 になるかと思っています。行動関連項目が 10 点以上で区分 4 以上の方がつくものと、行動関連項

	目が 10 点以上で区分 6 の方につくもの、これらが新しく設けられましたがかなり複雑な加算になっています。更に、その上の加算として行動関連項目 18 点以上というかなり強度行動障害が強い方を支援した場合につく加算ですが、その加算を算定する要件が、今言われた中核的人材養成研修を受けている場合となります。この研修を受けたら更に上乘せの加算がとれるということで、強度行動障害関連項目の加算においては一番高いものですが、その研修を受講しなければならない中、受講枠がかなり少ない状況です。私の法人も 18 点以上の方が 12 人利用されているので、実際加算算定はできますが研修に行けません。京都府に問い合わせましたが、もう一杯で今年行く人は決まっているから無理だと。要するに、行く意欲があっても受ける枠がないという状況でして、その辺りがどうなっているのかをお聞きしたいです。
H 委員	南丹保健所です。今の話は保健所への直接の問合せはあまりありませんが、そういう声があるというのは聞いています。そこについては、本庁の方に枠を増やしてほしいというのは当然伝えていますし、改めて私の方からも本庁に要望させていただくとともに、大変申し訳ないことと思っています。
G 委員	電話して聞いたら枠が埋まっていると。今後も未定と言われましたが、まだそのままでしょうか。
H 委員	それ以上の情報は、まだ下りてきていない状況です。
G 委員	国が制度として作っておきながら、枠がないことはどうかと思います。
H 委員	いろんな資格研修においてありがちなことなので、そこは十分な形で保健所からも改善するよう伝えたいと思います。
G 委員	行動障害の加算は、最初も強度行動障害支援者養成研修基礎編などもなかなか行けず、緩和で研修計画だけで OK な時もありました。行きたくても行けないので、研修計画を出せば算定できるという時もありましたが、今回はダメみたいなので。ただ、意欲があるのに行けないのはどう考えてもおかしいと思っています。
会長	報酬改定は今年あったので、それに合わせて資格研修の回数や人数を増やすというのも動き出してからわかることもあると思うので、今後拡充されるのではないかと思いますし、また府本庁にも意見としてお伝えいただければと思います。 最後の生活介護の送迎についてですが、これはそれこそ報酬改定の方で送迎加算がつくことでフォローされたかと思っていますが、いかがでしょうか。
F 委員	花ノ木医療福祉センターでも生活介護をしています。今回の報酬改定で、花ノ木が一番遠くからだとは別院から来られていますが、いろんな所を回るので往復で 3 時間くらいかかります。なのでギリギリ加算がとれます。細かい所では何時間以上の利用で点数が変わってくるという分もあります。ただ、基本 7 時間を標準時間で設定しようと思うと、別院から来られる方は朝早くに来てもらって、帰りを遅くしないといけない、じゃあ従業員の労働時間はどれだけかという課題にもなります。送迎ルートを

	変えようとか、短縮できるルートを探そうとか、この道を通ったら危ないとか、何とかやりくりしています。るりけい寮などでも相談員をしてるので行かせていただい てお話を聞いていると、立地によって送迎できる所が変わってくるそうです。花ノ木は 真ん中にあるので、まだいろんなところに行きやすいのですが、るりけい寮の場合は ちょっと足を伸ばすと篠山の方になったりするので、送迎で行くところも限られてい るので大変な思いをされていると思います。 この3時間の縛りというのは、いろんなところで抱えておられるのかなと思うと ころです。
G 委員	南丹市が考えるものではなく国のことであり、ここで言うつもりもないのですが、 結局往復で3時間かかったら1時間支援の人が見ましよう。どう変わったかとい うと、今までだと4時間その場に留まっても、作業所に6時間いても報酬は一緒で した。今回の改正で原則として実際に直接支援した時間ごとの報酬区分となったこと で、支援時間が短くなるほど報酬単価も下がるようになりました。 るりけい寮の報酬設定がどうなってるかというと、6時間以上利用していたら今ま でとそんなに変わりません。6時間以上から7時間で3%減るくらいでそんなに変わ りません。どこの事業所も6時間以上はいて欲しいと誘導するような制度にはなっ ています。ただ、るりけい寮の場合はかなり広域で送迎している関係で、往復3時間 以上かかっている人はかなり多いです。6時間を切って5時間以上6時間となると 30%減になります。1千万円収入があったら700万円になる。その下の4時間から 5時間になると40%も減ります。るりけい寮は地域から17名の方を送迎していま すが、全員が5時間から6時間に入るので、正直3割減の状態です。なかなか中長期 的には続けていけないというのが現状です。こちらが特殊なのかもしれません、 どうしても田舎にあるので遠隔地からも来られます。送迎が4コースありなかなか 厳しいですし、その分職員も確保しないといけないし、そこで減ってくるので。な ので正直、中長期的に今の事業を進めていくというのは、やっぱり難しくなってい ます。 普通に考えたらそうでしょう。ただ聞いていると京都市とかはそれほど影響が出 ていないみたいです。皆でいろいろと工夫して、6時間以上になるようにしている所も あるみたいです。地域性や施設によってかなり差があるのかなと思います。だから私 もその辺りの情報を集めています。こちらが特殊なのか、他でもそういう問題が出 てなのか。皆さんのお話も聞いてみたいと思います。
A 委員	G 委員が言われた通りで、区分と時間で単価が決まっています。区分で元々単価が 決まっていたものが、時間の区分も新たにつけ加わってしまったので。こちらの場合も 6時間を目指してはいますが、そうすると9時に来てもらって3時に帰っていただく ことになります。その間は利用してもらおうとなると、職員は朝8時くらいには迎えに 行かないといけないですが、就業時間は9時からです。職員が8時に来たら9時ま での時間はどうするのか、そこにもまたコストがかかります。そのコストの部分と来 ていただいて6時間いてもらう報酬との費用対効果を見た時に、なかなか難しいと

	というのが正直なところですよ。 5 時間から 6 時間利用される方が大半ですのでこちらも減収になっています。介護報酬分も含めて何%上がりましたという話はよくあると思いますけども、ベースの部分はおそらくこの事業も下がっていて、それに付随するようなサービス部分で加算をとっていくことになっています。中核的人材のところもそうですが、有資格者が多くないとプラスアルファの部分が享受できないこともありますので、現実的にベース部分で増収になるかという、今回の報酬改定ではその部分は補っていけないかと思います。人材の確保の話にも繋がりますが、加算をとりたいがために多く資格を持っている方を探すとなっても、なかなか見つかる話でもないですし、そういう方を求めるとそれなりに人件費はかかってきます。人件費といただいている報酬でペイできるかという、そういう訳にもいかないところもあります。人材となるとこちらはどうしても 40 代から 50 代のスタッフが非常に多くて、なかなか若い方が福祉の業界を目指すという土壌にはこの世の中がなっていない、志を持っている方でないとこの業界に飛び込んできてくれないのかなと思います。一般企業の就職活動と同等レベルで、福祉のこの業界の就職活動が報酬や他に付随する要素が争えるくらいに到達しないと、人が集まらないのではないかとずっと危惧しています。
会長	今回の報酬改定で、ベース部分よりも加算をつけないと収益に繋がらないというところが増えていきます。どこの事業所もどうすれば加算がとれるかを検討されて、事業運営をされているという現状にあると思います。人材確保でも言われましたように、社会福祉の職に就こうとする人がもうほとんどいないような、探さないといけないという状況がここ数年続いていると思いますし、土地柄もあると思いますが、そういう点も含めてどうしたら呼び込めるかを全体の課題として取り組んでいけたらと思います。本当に難しい問題だと思っています。
I 委員	ハローワーク園部です。今、複数の事業者の方がおっしゃった話は、ハローワークにも聞こえていることで、当然求人を出していただいてもなかなか応募がない状況です。いろいろな福祉フェアやハローワークが勧誘したものであっても、来場者が少ないというのは言われるとおりです。元々ハローワークについても、いわゆる民間サイト等の充実に伴って来られる方も少なくなっていて、それが私どもも厚生労働省の方も、ハローワークは今後どうなるのかと危機感を持っています。特効薬的なものがあるかというとなかなかなくて、特に若い方の求職情報というか条件が、給料よりも休日が多い、残業が少ない、交代制じゃないといったところに条件が偏っています。20 代 30 代前半の方でしたら、週休 2 日制で動いてきたのでやむを得ないところではあるかと思いますが、就業に関する意識自体を変えていかないと、こういう福祉看護以外にもいろんなサービス関係とか、交代制で操業する製造業もそうですが、そういうところでの人手不足は解消されないのかなと思っています。 南丹市の方からも例えばハローワークと協力して独自で就職フェアのようなものができないかという声もいただいているので、焼け石に水なところもあるかもしれませんが、とりあえず 1 回でもやって 1 人でも縁ができればいいと思いますので、今

	後もハローワークとしてできる限りのことはやっていきたいと思います。何もしていないじゃないかという意見もあると思いますが、前向きに取り組んでいきたいと思うますのでこれからもご協力よろしくをお願いします。
H 委員	南丹保健所です。人材確保というお話もありましたけども、南丹保健所では 10 月 19 日に南丹保健所独自で福祉の就職フェアを開催させていただいてます。これは事業者の方の要望を受けて就職が難しい、就職がないということも踏まえてさせていただきましたが、特色としては福祉人材の掘り起こしというのも 1 つの目的として考えておりまして、チラシの管内全戸配布をし、且つ今年度についてはなるべくよいイメージを持っていただくために、チラシの刷新も行いまして開催しております。 当日はお昼前に急に雨が降りまして、出足が鈍ったかなと思いましたが、少しでも役に立てればと思ってさせていただいてますし、今後も続けていきたいと思っています。少しでも掘り起こしを含めて協力できればと思います。
会長	人材確保は今も保健所からあったように、南丹市も含めていろいろやってもらっているというのはすごく感じております。またそれに協力できるようにしていきたいなと、事業所の視点からも思いますので就職フェアの方も続けていただけたらと思います。 地域生活支援事業については、先ほども言いましたようにニーズがどれだけあるかを再確認する必要があると思います。それについては、南丹市の方でまたお願いしたいと思います。今回あった報酬単価でも、これは国が決めてしまったものですので 3 年間はそのままですけども、次回の見直しに向かって現状というのをまとめて、また各団体の方から意見をあげていかないといけないと思います。それぞれの協議会、また南丹市の協議会もありますが、それぞれから予算要望の機会はあると思いますので、声があげられるように現状をしっかりと把握し、それぞれの所であげていただけたらと思います。
D 委員	市に提言という話をしてからずっと思ってるんですけども、この協議会として何か共通認識を協議会の名前で市に提言ということもやっていただけたらと思います。 あと 2 点ありまして、1 点目はちょっと泣き言というか誰が悪いとも言えないのですが、私自身にも関わることです。私は市から委嘱を受けて市民の障害者相談員をしています。今年度は毎月 1 回、旧町ごとに私は園部で毎月相談会をしていて、3 障がいの委員 3 人が行っています。今年度はもう半年以上経過していますが、月 1 回の相談会に今年度はまだ 1 人も相談に来られていません。私は何年かやってますけども、これまでの状況は過去にはなかったことです。この状況は仕方のないことなんでしょうか。市役所の考えも聞かせていただけたらと思います。
事務局	D 委員には相談員としてお世話になっております。全体的に、相談に来られる方が大変少ないというのは毎年聞きますが、今年度については八木の方で相談があったと聞いています。少しではありますが、継続してお世話になっているということで安心しておりますので、引続きお世話になりたいと思います。

D 委員	京都新聞の「まちかど」という小さなスペースがありますが、ひとつはそれらを使っ ての広報だと思いますし、私たちにも原因があるかもしれません。私たちからも市 に提案などができればと思っています。八木で相談があったということぐらいしか言 えないというのは、ちょっとさみしいかと思っています。他の 3 町も大なり小なり変わら ないと思います。 最後ですが、支援学校の校長先生がおられますのでお聞きします。私の子どもも支 援学校を卒業しました。私が聞いているのは、支援学校の先生が足りないということ です。現状はどうかかと思っていますし、校長先生がどう思われているのか、どうい う対応をされているのか、お話できる範囲でお伺いしたいと思っています。
J 委員	丹波支援学校です。子どもの人数に合わせて、教員の配置数などは決まっておいま す。先ほど教員不足ということで話されましたが、例えば病休で休みますというこ とで、途中で休まれた先生の後に入る講師を見つけるのに、非常に苦労しているとい うことは常にあるのが現状です。
会長	学校も施設も人の確保にすごく苦慮しているところかと思っています。それぞれの 事業所で引き続き人材確保に努力していただきたいと思うことと、先ほどあったよう に就職フェアも開かれていますし、ハローワークの方でも求人の取り組みはしてい だいていますので、それをうまく利用して確保に努めていきたいと思っています。 他にご意見ありませんか。 それでは特にないようですので、本日の議事をこれで終了したいと思います。委員 の皆様には慎重にご審議をいただきありがとうございました。
司会	円滑に議事を進行していただきありがとうございました。 委員の皆様におかれましても、貴重な時間に貴重なご意見をいただきましてありが とうございました。 以上をもちまして、南丹市地域自立支援協議会を閉会させていただきます。次回の 開催は来年 3 月を予定しておりますので、また皆様には改めてご連絡させていただ きたいと思っています。その際はまたよろしくお願いいたします。 本日はお忙しい中、お世話になりありがとうございました。